湖北地域消防組合監査委員告示第２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき、財政的援助団体監査を実施したので、同条第９項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和８年３月２日

湖北地域消防組合

監査委員　西岡　末雄

監査委員　藤田　正雄

１．監査の概要

（１）監査対象　ア　長浜市防火保安協会
イ　米原市防火保安協会
ウ　湖北地域幼少年女性防火委員会
エ　湖北地域救急医療高度化推進協議会

（２）対象期間　令和７年４月１日から令和７年１２月３１日

（３）監査内容　令和７年度補助金等の交付に関する出納その他の事務

２．監査実施日　令和８年２月１３日（金）

３．監査の方法　財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存、会計経理の適正化、各種事業効果について、関係帳票・証拠書類等を抽出調査するとともに、関係者から説明を求め実施した。

４．監査の結果　各所管の事務処理及び書類等の整備、予算経理事務の執行について、適正に処理されていると認められた。